

社会・援護局関係主管課長会議資料

「地域福祉の推進等について」

「消費生活協同組合の指導・監督について」

「新たな生活困窮者支援体系について」（別冊参照）

平成25年3月11日（月）

社会・援護局 地域福祉課

生活困窮者自立支援室

消費生活協同組合業務室

目 次

| (重点事項) | 頁 |
|---|---|
| 1 地域福祉の推進等について | 1 |
| (1) 孤立死防止対策の推進について | |
| (2) 地域コミュニティ復興支援事業（東日本大震災関係）について | |
| (3) 地域福祉関連事業の集約化（「セーフティネット支援対策等事業費補助金」） について | |
| ア 「安心生活基盤構築事業」の創設について | |
| イ 「地域資源・人材育成支援事業」の創設について | |
| ウ 「地域福祉等推進特別支援事業」について | |
| (4) 「寄り添い型相談支援事業」について | |
| (5) 地域福祉計画・地域福祉支援計画について | |
| ア 計画の積極的な策定及び改定について | |
| イ 計画策定状況の全国調査の実施について | |
| (6) 社会福祉協議会について | |
| ア 社会福祉協議会との連携等について | |
| イ 市社会福祉協議会に対する監督権限の移譲について | |
| (7) 民生委員について | |
| ア 一斉改選の適切な実施等について | |
| イ 民生委員法の一部改正（地域主権一括法）の動向について | |
| ウ 民生委員への支援について | |
| エ 民生委員への個人情報提供について | |
| (8) 生活福祉資金貸付制度等について | |
| ア 生活福祉資金貸付制度の周知と適正な運営について | |
| イ 生活福祉資金貸付制度に係る事務費の確保について | |
| ウ 暴力団員等による不正利用対策について | |
| エ 高等学校に在学する者の授業料等の滞納に係る教育支援資金の取扱いについて | |
| オ 生活復興支援資金の貸付けについて | |
| カ 臨時特例つなぎ資金の貸付けについて | |
| (9) 消費者教育推進法の施行について | |
| (10) ホームレス等への支援について | |
| ア ホームレス特別措置法の期限延長について | |
| イ ホームレス等貧困・困窮者の「絆」再生事業について | |
| ウ 「基本方針」の見直しについて | |
| エ ホームレスの実態に関する全国調査について | |
| (11) 地方改善事業等について | |
| ア 国庫補助金の一括交付金化について | |
| イ 地方改善事業の実施について | |
| ウ アイヌ政策の推進について | |
| エ 人権課題に関する啓発等の推進について | |

| | | |
|---|--|----|
| 2 | 消費生活協同組合の指導・監督について | 36 |
| | (1) 改正法の施行に伴う対応について | |
| | (2) 消費生活協同組合法関連諸規定の改正について | |
| | ア 「消費生活協同組合法施行規則」の一部改正について | |
| | イ 「消費生活協同組合における共済計理人の確認の基準」の一部改正について | |
| | ウ 「共済事業向けの総合的な監督指針」の一部改正について | |
| | エ 「共済事業実施組合に係る検査マニュアル」の一部改正について | |
| | オ 「貸付事業向けの総合的な監督指針」の一部改正について | |
| | カ 「消費生活協同組合模範定款例」の一部改正について | |
| | (3) 地域における生協の社会的役割について | |
| | (4) 健全な運営の確保について | |
| | (5) セーフティネット支援対策等事業費補助金（消費生活協同組合指導監督事業）の活用について | |
| | (6) 政治的中立の確保について | |

(連絡事項)

| | | |
|---|---------------------|----|
| 1 | 全国民生委員児童委員大会について | 42 |
| 2 | 全国ボランティアフェスティバルについて | 42 |

(参考資料)

| | | |
|----|--|----|
| 1 | 平成25年度地域福祉課予算（案）の概要 | 43 |
| 2 | 社会的包摂・「絆」再生事業（地域コミュニティ復興支援事業）を活用した被災地における民生委員・児童委員への支援等の実施について | 44 |
| 3 | 安心生活基盤構築事業実施要領（案） | 46 |
| 4 | よりそいホットライン実施状況 | 49 |
| 5 | 民生委員・児童委員の選任（一斉改選時及び随時）に係る調書等の提出について | 53 |
| 6 | 生活福祉資金の貸付状況 | 54 |
| 7 | 高等学校に在学する者の授業料等の滞納に係る生活福祉資金（教育支援資金）の取扱いについて | 56 |
| 8 | 高校生に対する修学支援について | 58 |
| 9 | 都道府県別のホームレス数 | 63 |
| 10 | 地方改善事業費（隣保館運営費等）補助金交付要綱の一部改正（案）新旧対照表 | 64 |
| 11 | 財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構について | 66 |

重点事項

1 地域福祉の推進等について

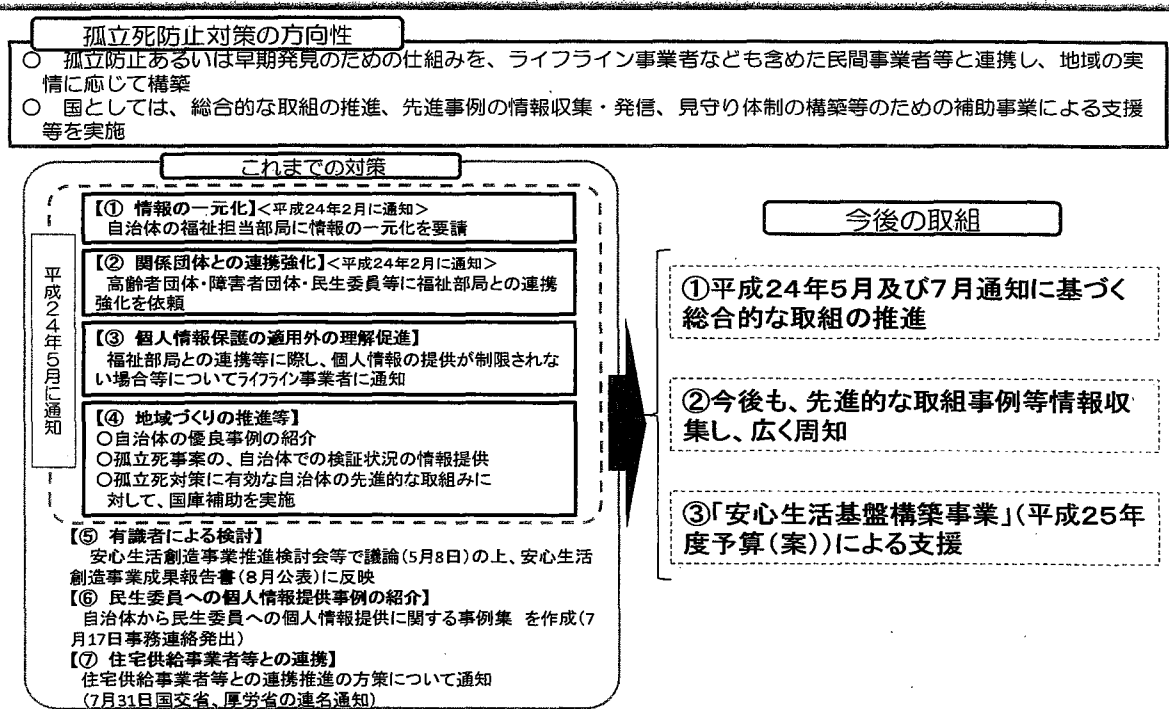
(1) 孤立死防止対策の推進について

孤立死の問題については、地域住民が互いに支え合ういわゆる地域力の低下や生活に困窮された方の情報が行政機関に提供されにくいことなど様々な要因があることから、昨年、

- ① 生活困窮者の情報の一元化や関係者間の連携強化
- ② 民間事業者等と連携する上で課題となる個人情報の取扱いにつき、個人情報保護の適用外となる場合の理解促進（電気・ガス事業者を所管する資源エネルギー庁や、個人情報保護法を所管する消費者庁と連携し再周知）
- ③ 地域の見守り等の取り組みの先進事例の紹介や関係補助金の優先採択
- ④ 住宅供給事業者等と自治体との連携推進

などを盛り込んだ総合的な通知等を発出し、孤立死防止対策の推進をお願いしたところである。

孤立死防止対策について



通知等の発出後、各地域においてライフライン事業者等との連携協定の締結などの取り組み（事例は資料P25参照）を進めていただいているところであるが、引き続き、連携体制の構築等にご尽力いただくとともに、未だ連携体制が未整備の地域におかれては早期な対応をお願いしたい。

なお、消費者庁において、個人情報保護法の目的・内容の一層の周知徹底を図るため行われた個人情報保護法に関する説明会の資料を、P 26、27に掲載しているので参照願いたい。

(参考) 関係通知

- ・平成24年2月23日付社会・援護局長通知
「生活に困窮された方の把握のための関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化の徹底について」(社援発0223第3号)
- ・平成24年5月11日付社会・援護局地域福祉課長通知
「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等について」(社援地発0511第1号)
- ・平成24年7月31日付厚生労働省社会・援護局地域福祉課、国土交通省住宅局住宅総合整備課連名事務連絡
「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための協力について」

(2) 地域コミュニティ復興支援事業(東日本大震災関係)について

【資料P27・28参照】

「地域コミュニティ復興支援事業」は、東日本大震災の影響により弱体化した地域のコミュニティを再構築し、地域で孤立する恐れのある方への生活相談や交流の場、居場所づくり、見守り等の支援を面的に行うためのものであり、被災地や避難先の自治体に対する補助事業(基金事業)である。

本事業については、平成24年度経済対策第2弾において、基金の積み増しを行うとともに実施期限を平成25年度末までとしているので、引き続き本事業を活用の上、継続的な支援をお願いしたい。

また、厚生労働省においては、被災者の孤立防止や心のケアに関する施策について、本事業の他、「地域支え合い体制づくり事業」(老健局所管)、あるいは「被災者の心のケア支援事業」(社会・援護局障害保健福祉部所管)など、関連する事業が各地域において実施されている(関連事業については資料P28参照)ことから、具体的な事業の実施にあたっては、これらの関連する国庫補助事業や、地域で展開されているインフォーマルな活動も含め、連携した取組についてご配慮願いたい。

なお、「地域コミュニティ復興支援事業」については、生活支援相談員や民生委員といった支援者への精神的なサポート等についても事業の対象となっている(「社会的包摂・「絆」再生事業(地域コミュニティ復興支援事業)を活用した被

災地における民生委員児童委員への支援等の実施について」（平成24年12月20日地域福祉課事務連絡、P44（参考資料2）参照）ので、併せてご活用いただきたい。

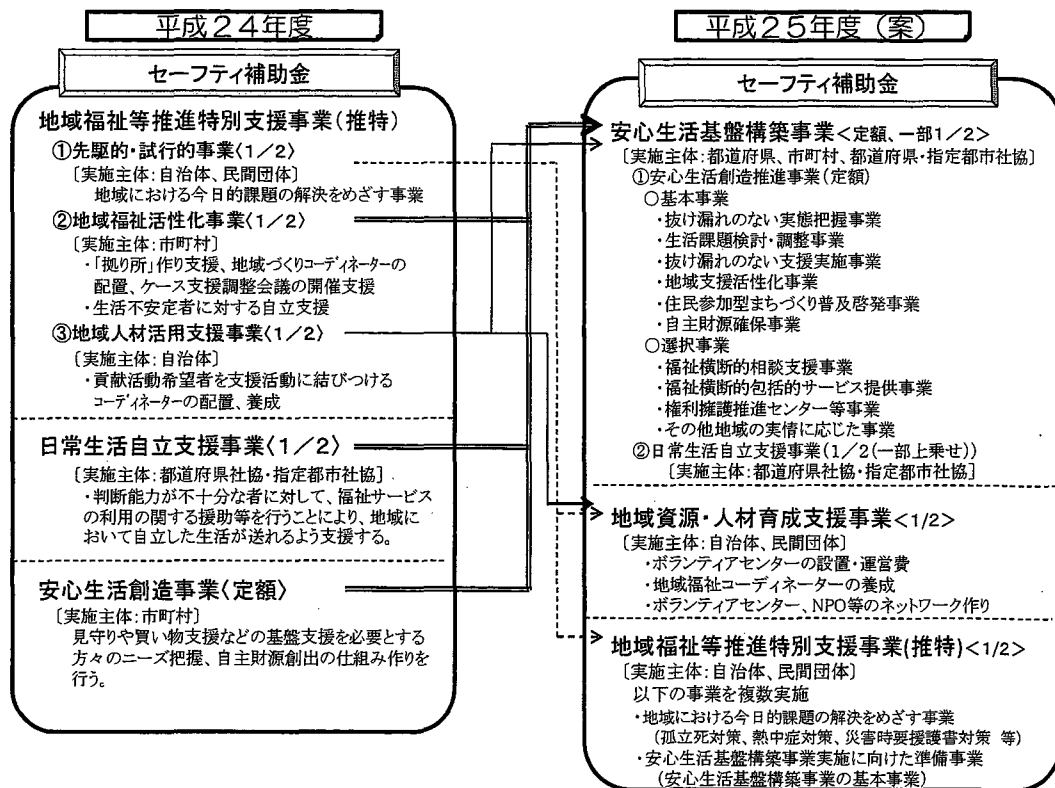
(3) 地域福祉関連事業の集約化（「セーフティネット支援対策等事業費補助金」）について

セーフティネット支援対策等事業費補助金のメニューのうちの地域福祉関連事業については、従来から個別事業毎に支援を行ってきたところであるが、これからの地域づくりの支援として、既存の地域福祉関連事業の連携を強化し、効率的かつ効果的な事業として推進していくため、平成25年度予算（案）において、地域福祉関連事業の集約化を行うこととしている。

具体的には、従来の「地域福祉等推進特別支援事業（推特）」、「日常生活自立支援事業」、「安心生活創造事業」の内容を見直し、新しく、「安心生活基盤構築事業」、「地域資源・人材育成支援事業」、「地域福祉等推進特別支援事業」に組み替えることとしているのでご了解願いたい。

地域福祉等推進特別支援事業の集約化のイメージ

（「セーフティネット支援対策等事業費補助金」）



ア 「安心生活基盤構築事業」の創設について【資料P29・30参照】

「安心生活創造事業」については、平成21年度から3年間のモデル事業を実施し、昨年8月に事業の成果や課題、提言などが「安心生活創造事業成果報告書」としてとりまとめられたところである。平成25年度予算(案)においては、本モデル事業でみえてきた成果・課題等を反映させたものとして、これまでの地域福祉関連事業を総合化した「安心生活基盤構築事業」を創設することとしている。

本事業については、「安心生活創造事業」を基本として、権利擁護の推進や福祉横断的な相談窓口の設置などを行う①「安心生活創造推進事業」と、判断能力が不十分な方々の地域生活を支援する②「日常生活自立支援事業」により構成し、総合的な地域福祉推進施策として、主に地域のモデル的な地区における取り組みを支援していくものである。

事業の全体像については、資料P30のとおりとなっているので参照されたい。

安心生活基盤構築事業の概要(案)

(1) 安心生活創造推進事業

○事業内容

①基本事業

- ・ 抜け漏れのない実態把握事業
社会的な孤立者等の所在及びニーズ把握
 - ・ 生活課題検討・調整事業
個別支援のための支援内容の検討・調整(ケース会議の開催等)
 - ・ 抜け漏れのない支援実施事業
買い物支援等の生活支援サービスやサロン等の居場所づくりの実施 等
 - ・ 地域支援活性化事業
地域福祉の調整役(コーディネーター)の配置 等
 - ・ 住民参加型まちづくり普及啓発事業
参加を促すイベントや研修による人材確保 等
 - ・ 自主財源確保事業
寄付や物販等を通じた財源の確保
- ※自主財源確保事業については第Ⅰ期は検討のみでも可能

②選択事業(基本事業の上乗せとして実施)

- ・ 福祉横断的な相談支援事業
高齢・障害等を問わない福祉横断的な相談支援体制を構築

- ・福祉横断的包括的サービス提供事業
多機能型・双方向型の包括的サービス拠点を設置
- ・権利擁護推進センター等事業
権利擁護の包括的な取組を行う権利擁護推進センターの設置 等

○実施主体：都道府県、市区町村

○補助率：定額

第Ⅰ期 基本事業：@1,000万円（人口規模に応じて増額、上限あり）

選択事業：@1,000万円

第Ⅱ期 基本事業：@600万円（人口規模に応じて増額、上限あり）

選択事業：@600万円

○第Ⅰ期（始動期）と第Ⅱ期（発展期）の通算5年間の補助

(2) 日常生活自立支援事業

○事業内容：判断能力の不十分な者への契約等の支援（従前どおり）

○実施主体：都道府県・指定都市社会福祉協議会（従前どおり）

○補助率：1/2（補助額を増額した場合に追加的に上乘せ（増額分の3/4、上限あり））

① 「安心生活創造推進事業」について

「安心生活創造推進事業」については、これまでの「安心生活創造事業」をベースとした地域福祉の推進に必要な基盤的な事業を「基本事業」として位置づけ、さらに高齢、障害といった分野を問わない相談支援体制の構築や、地域における権利擁護の推進の中核となるセンターの設置等、地域福祉を総合的に展開していくための事業を「選択事業」として実施することとしている。

具体的な補助の仕方としては、事業の円滑な導入を支援する期間としての第Ⅰ期（3年間）と、第Ⅰ期完了後の安定的な事業実施期として第Ⅱ期（2年間）の通算5年間を補助対象期間とし、「自主財源確保事業」を除く基本事業のすべての実施が確認された場合に、引き続き第Ⅱ期の補助対象とすることを予定している。

また、詳細な事業内容についてはP 46（参考資料3）のとおりであるが、公営住宅等集合住宅における孤立防止など都市部における社会的孤立の防止や、過疎地域における集落維持のための生活支援の実施など、今後の地域再生に欠かせない事業でもある。

これまでの安心生活創造事業では、市区町村のみを実施主体としてきたところであるが、小規模市町村における円滑な事業の実施や、一部の市区町村に限定されない広範な事業推進の観点から、「安心生活創造推進事業」においては、都道府県が実施主体となり市区町村へ委託して実施することも可能としたところであるので、積極的な事業実施の検討と管内市区町村への周知をお願いしたい。

② 「日常生活自立支援事業」について

認知症高齢者の増加や精神障害者・知的障害者の地域生活への移行が図られる中、判断能力が不十分な方々の地域での生活を支える「日常生活自立支援事業」の普及が喫緊の課題である。しかし、本事業の実施状況をみると、年々、初回相談件数は増加している（昨年度は約127万件）ものの、各自治体における取り組みには依然大きな差が生じている状況にある。

事業の普及が不十分であれば、福祉サービスが適切に利用できないことによる健康状態の悪化や、消費者被害、経済的虐待の対象となるなど、地域で安心した生活を継続していくことが困難となると同時に、権利擁護の観点からも大きな問題となる。

(参考)

本事業の重要性と、住民に身近な市町村レベルでサービスを提供するための体制整備の必要性については、「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」（平成20年3月）の報告書や「認知症の医療と生活の質を高める緊急プロジェクト」の報告書（平成20年7月）において指摘されている。

また、前述した「安心生活創造事業成果報告書」においても、安心した生活を送る上での契約支援・権利擁護の必要性が指摘されており、本事業と併せ、成年後見制度との連携も含めた権利擁護の取り組みが求められている。

こうしたことから、平成25年度予算（案）においては、本事業の実施を「安心生活基盤構築事業」の一事業として位置づけ、引き続き、事業の相談窓口である基幹的社会福祉協議会の全市整備を推進するとともに、専門員の業務量増加に対応するため、契約締結前の相談業務や成年後見制度への移行についても支援を行うこととしたところである。

なお、平成25年度からは、利用料の減免対象者の増加にも適切に対応でき

るよう、都道府県・指定都市が各社会福祉協議会等への補助額を前年度より増額した場合には、その増額分について国庫補助額を上乗せ（対前年度増額分の3／4相当を国庫補助。上限あり）し、支援する予定である。

さらに、「安心生活創造推進事業」の選択的事業として、権利擁護の包括的な取組を行う「権利擁護推進センター等事業」を位置づけ、これまでの「日常生活自立支援事業」で配置された専門員や相談員の業務を補助する者や、権利擁護の普及啓発等を担当する者の配置についても、これを補助対象とすることを予定している。

地域によっては契約待ちの待機者が生じているところもあることから、円滑な事業実施体制を構築していくためにも、各都道府県・指定都市におかれては、積極的な財政上の措置をお願いしたい。

イ 「地域資源・人材育成支援事業」の創設について【資料P30参照】

東日本大震災時のボランティア等の活躍などから、地域におけるインフォーマルな活動の重要性が再認識され、その推進が強く求められている。そのため、平成25年度予算（案）においては、ボランティア等の地域のインフォーマルな福祉の担い手や地域福祉のコーディネーター等の人材育成や活動の支援を行うことや、大規模災害に備えた平常時からの支援体制の構築を図る事業を盛り込んだ「地域資源・人材育成支援事業」を創設することとしている。

地域におけるインフォーマル活動の推進や大規模災害の発生に備えた活動を推進するため、本事業を積極的に活用願いたい。

地域資源・人材育成支援事業の概要（案）

【事業内容】

下記①から④のいずれかの事業を実施するものとする。

①人材育成事業

地域のインフォーマルサービスの担い手やコーディネーターを養成するための研修等を実施する。

②需給マッチング事業

インフォーマルな担い手情報と、地域の支援ニーズ情報のマッチングを実施する。

③ボランティアネットワーク構築・普及啓発事業

NPOやボランティアセンター等の横の連携関係を構築するため、ネットワーク会議や協働イベント等を実施する。また、ボランティア活動の底上げや、継続的な活動を推進するため、地域住民等を対象とした講座の開設（福祉教育の実施）やイベント等を実施する。

④災害ボランティア活動支援事業

大規模災害の発生等に備え、ボランティア等の人材養成、災害ボランティアセンターの設置運営体制の検討等を実施する。

【実施主体】 都道府県、市区町村、社会福祉法人、NPO法人、公益法人 等
【補助率】 1/2

ウ 「地域福祉等推進特別支援事業」について

従来より実施している「地域福祉等推進特別支援事業」については、「安心生活基盤構築事業」や「地域資源・人材育成支援事業」の創設に伴い、事業の在り方を見直し、

- ① 「安心生活基盤構築事業」実施に向けた準備事業として位置づけるとともに、
- ② 近年課題となっている熱中症対策（猛暑、節電時）など、地域における今日的課題の解決のための先駆的取組への支援に重点化することとなるので、ご留意願いたい。

新たな「地域福祉等推進特別支援事業」の概要（案）

【事業内容】

地域福祉推進のための先駆的・試行的事業を実施する。

（１）地域福祉推進特別支援事業

下記に掲げる事業を複数実施すること

- ① 抜け漏れのない実態把握事業
- ② 生活課題検討・調整事業
- ③ 抜け漏れのない支援実施事業
- ④ 地域支援活性化事業
- ⑤ 住民参加型まちづくり普及啓発事業
- ⑥ 熱中症の予防に資する事業
- ⑦ 災害時要援護者の支援に関する事業
- ⑧ その他地域福祉活動を推進する事業

※①～⑥は「安心生活基盤構築事業」の「安心生活創造推進事業」の基本事業をイメージしており、これらの事業の一部を試行的に実施する場合に補助対象とする。

※⑥～⑧は社会情勢に応じた先駆的・試行的事業をイメージ

【実施主体】 都道府県、市区町村、社会福祉法人、NPO法人、公益法人 等
【補助率】 1/2

(4) 「寄り添い型相談支援事業」について

本事業は、24時間365日つながる電話相談窓口を設置し、電話による相談を受けて悩みを傾聴するとともに、必要に応じ、面接相談や同行支援を実施して具体的な問題解決につなげる寄り添い支援を行うことを目的とした事業である。

【P49（参考資料4）参照】

平成24年度は(社)社会的包摂サポートセンターが実施者に選定され、「よりそいホットライン」として全国展開を図っているところである。

平成25年度予算(案)においても事業予算を計上しているところであり、厚生労働省において、あらためて事業実施者を公募・選定する予定である(2月27日～3月18日公募)。

地域で課題解決のための寄り添い支援を行うに当たっては、多分野のNPOや行政機関等との連携が重要となるので、ご協力をお願いしたい。

(5) 地域福祉計画・地域福祉支援計画について【資料P31参照】

ア 計画の積極的な策定及び改定について

市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画(以下、「地域福祉計画等」という。)は、自治体ごとの実情を踏まえた地域福祉の推進に極めて重要な計画であるが、市区部では9割弱が策定済み(策定予定含む)である一方、町村部では策定済み(策定予定含む)が6割に達しない状況である。

東日本大震災や昨今の孤立の問題、あるいは過疎地域における集落維持の問題などから、地域の絆や生活支援のための仕組みの必要性が再認識され、これまでに以上に住民主体の地域福祉の推進が求められている。これらの課題に対応するため、具体的な仕組みを構築していくための地域福祉計画の策定あるいは改定を進めていただきたい。

計画の策定に当たっては、厚生労働省のホームページにおいて、特に小規模な市町村を中心に優良事例を掲載しているので、参考にしていただくよう、管内市区町村に周知願いたい。

なお、前述した「安心生活基盤構築事業」では、地域福祉計画等の策定が住民参加を基本としていることから、住民による研究事業や地域住民への普及啓発に係る費用についても補助対象とすることとしているので、積極的な活用をお願いしたい。

イ 計画策定状況の全国調査の実施について

地域福祉計画等の策定状況については、毎年調査を実施し、各自治体の取り組み状況を公表しているところであるが、本年も3月中に調査を実施する予定であるので、ご協力願いたい。

(6) 社会福祉協議会について【資料P32参照】

ア 社会福祉協議会との連携等について

近年、地域では少子高齢化や核家族化が進行する中、高齢者や児童等への虐待や孤立死の問題など、多様な生活課題が顕在化し、地域福祉の再構築が大きな課題となっている。こうした多様な生活課題には、行政が住民やボランティア等と協働して取り組んでいくことが重要であり、こうした活動を支える社会福祉協議会の役割はますます重要となっている。

このような状況の中、全国社会福祉協議会では、昨年10月に、『地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けた行動宣言やアクションプラン』として「社協・生活支援活動強化方針―地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けた社協活動の方向性―」を策定し公表している。

さらに近年は、東日本大震災や大雨等の災害の発生に伴い、社会福祉協議会が災害ボランティアセンターの立ち上げの中心となり、復旧に向けた活動の支援を行うなど、大きな役割を果たしているところである。

各自治体におかれては、今後とも社会福祉協議会との連携により、地域福祉活動や災害時の要援護者支援体制の構築等の一層の促進をお願いしたい。

また、前述のとおり、平成25年度予算(案)において、「地域資源・人材育成支援事業」を創設し、地域福祉のコーディネーターの養成や、大規模災害発生に備えた平常時からの支援体制の構築などを支援することとしているので、積極的に活用願いたい。

イ 市社会福祉協議会に対する監督権限の移譲について

従来からお知らせしておおり、平成23年の社会福祉法の改正により、社会福祉法人の所轄庁について、都道府県から一般市に権限移譲されたことに伴い、一般市の社会福祉協議会であって、その行う事業が当該市の区域を越えないもの(事業所の所在地が当該市の区域を越えない場合)については、平成25年4月から当該市が所轄庁になるのでご留意願いたい。

(7) 民生委員について

ア 一斉改選の適切な実施等について

少子高齢化や核家族化が進行する中、地域においては、高齢者や児童等への虐待や孤立死の問題など、多様な生活課題が顕在化してきていることから、住民の立場に立って相談援助活動を行う民生委員・児童委員に期待される役割がますます大きくなっている。

本年1月の「社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書」においても、新たな生活困窮者支援制度の構築において、地域住民の実態を把握し、寄り添った支援を実践している民生委員・児童委員の果たす役割が期待されている。

こうした中、民生委員・児童委員は、本年12月に、3年ごとの一斉改選期を迎えるが、来る改選日に備え、円滑な手続きにご協力願いたい。

具体的には、これまで一斉改選ごとに発出していた選任要領（平成22年2月23日付雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長通知「民生委員・児童委員の選任について」（雇児発0223第1号、社援発0223第2号）については、平成22年10月の一部改正で恒久的な通知としており、現時点では改正の予定は無い。

また、定数基準（平成13年6月29日付雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長通知「民生委員・児童委員の定数基準について」（雇児発第433号、社援発第1145号））、主任児童委員選任要領（平成13年11月30日付雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長通知「主任児童委員の選任について」（雇児発第762号、社援発第2115号））についても改正する予定は無いことから、従前の仕組みを前提として準備を進めていただきたい。

なお、詳細な事務スケジュールについては、本年2月27日付課長通知（P53（参考資料5）参照）でお知らせしたとおりであるので、ご協力願いたい。

（参考）今回のスケジュール

- ・「民生委員・児童委員の選任（一斉改選及び随時）に係る調書等の提出について」（課長通知）平成25年2月27日発出済み（厚労省）
- ・各地方公共団体の定数報告、徽章必要数等調書（自治体→地方厚生局）
8月31日〆切
- ・推薦名簿、感謝状授与者の推薦（自治体→地方厚生局）
9月30日〆切

また、一斉改選において民生委員・児童委員の必要人数を確保できるよう、国においても5月の民生委員・児童委員の日にあわせて広報することを予定してい

るので、各自治体においても、民生委員・児童委員制度について、地域住民や関係機関・団体等に理解を深めていただき、信頼関係を築いていくためのPR活動等に配慮願いたい。

(参考) 民生委員・児童委員の日：毎年5月12日

活動強化週間：毎年5月12日～18日

イ 民生委員法の一部改正（地域主権一括法）の動向について

地方分権改革推進委員会の第2次勧告を踏まえた民生委員法の一部改正については、第3次一括法案が昨年衆議院解散に伴い廃案となったことから成立していない。

今後の動向については、平成24年11月30日に閣議決定された「地域主権推進大綱」において、今後の義務付け・枠付けの見直しの進め方として「第3次一括法案に盛り込まれた事項の実現を図る」とされている。

このため、今後一括法案が提出され、法改正が行われる予定であることから、適宜情報提供するのでご留意願いたい。

なお、仮に第3次一括法案に盛り込まれた内容で民生委員法が改正された場合には、関連通知の改正を行う必要があるが、一斉改選の手続きには影響はないものと思われる。

(参考) 民生委員法の改正内容（平成24年3月1日社会・援護局関係主管課長会議資料参照）

- ・民生委員の定数は条例に委任。条例制定の基準は「参酌すべき基準」とする。（第4条）
- ・都道府県知事の地方社会福祉審議会への意見聴取の義務の緩和（第5条第2項）
- ・民生委員推薦会の委員の資格及び資格毎の定数の廃止（第8条第2項）

ウ 民生委員への支援について

被災地の民生委員は、長期化する避難生活の中で、被災者への継続的な支援を行っていただいているところであるが、

- ・仮設住宅への入居などにより、広域的な活動を余儀なくされていること
- ・避難生活の長期化により生じる民生委員への精神的ケアが必要となっていること

などから、民生委員への支援が必要な状況となっている。

このため、被災地においては、「地域コミュニティ復興支援事業」等を活用し、民生委員への継続的な支援を行うようお願いしたい。

また、一斉改選後に、各自治体において新任民生委員等に対する研修を行うに当たっては、経験年数や役職等に応じた体系的な研修を実施するなど、専門性を担保できる継続的な支援に配慮されたい。

なお、全国民生委員児童委員連合会において、体系的な研修プログラムを作成中であり、プログラムが完成した際には、情報提供することとしているので適宜参照されたい。

エ 民生委員への個人情報の提供について【資料P33参照】

自治体によっては、個人情報提供に過度に敏感な考え方をするなどにより、民生委員・児童委員の活動のベースともなる要援護者の情報が適切に提供されていないとの声があることを受け、昨年「自治体から民生委員・児童委員への個人情報の提供に関する事例集について」（平成24年7月17日付事務連絡）を発出しているので、適宜活用の上、民生委員・児童委員の活動に必要な情報を適切に提供することについて、ご配慮願いたい。

なお、消費者庁において、個人情報保護法の目的・内容の一層の周知徹底を図るため行われた個人情報保護法に関する説明会の資料を、P26、27に掲載しているので参照願いたい。

(8) 生活福祉資金貸付制度等について

ア 生活福祉資金貸付制度の周知と適正な運営について

生活福祉資金貸付制度については、生活困窮者が増加する中、生活困窮者の経済的な自立助長を図る上で有用な支援策の一つである。引き続き管内住民に対する周知にご協力をお願いしたい。

また、本制度は、公費による貸付制度であり、償還が不能となった場合、結果として公費で補てんされることになることから、貸付原資の適正な運用が強く求められるものである。このため、貸付と償還が可能な限り循環していくことができるよう、借受希望者の就労状況等を勘案して償還可能性を適切に見極めるとともに、償還に向けた取組みを十分に行うことが重要である。

こうした趣旨を踏まえ、引き続き適正な制度運営が図られるよう、ご協力をお願いしたい。

イ 生活福祉資金貸付制度に係る事務費の確保について

都道府県社会福祉協議会における貸付・審査業務に係る事務費、市区町村社会福祉協議会における貸付事務費、民生委員が行う貸付調査・償還指導に係る実費弁償費その他償還対策に必要な経費については、平成25年度においてもセーフティネット支援対策等事業費補助金で引き続き措置することとしている。

制度の趣旨・目的を踏まえ、従来より都道府県にも1/2のご負担をお願いしているところであるが、制度運営に係る都道府県社会福祉協議会等の業務実態を踏まえ、適正な事務費が確保されるよう、所要の財政措置に特段のご配慮をお願いしたい。

なお、貸付金の償還指導の強化を図るために必要となる事務費については、今年度から交付要綱の見直しを行い、1/2で補助する経常事務費を超えない範囲において、10/10相当額を補助することができることとしているところであり、引き続き来年度においても積極的に活用されたい。

また、総合支援資金等の貸付けに係る相談支援体制の充実に要する経費については、「緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）」で措置しているところであるが、同基金の事業実施期間については、平成24年度経済対策第2弾において、平成25年度末まで延長されているので、有効に活用されたい。

ウ 暴力団員等による不正利用対策について

生活福祉資金及び臨時特例つなぎ資金の貸付けに係る不正利用対策については、平成22年8月6日付地域福祉課長通知「生活福祉資金の適正な貸付けの実施について」（社援地発0806第1号）を踏まえ、社会福祉協議会が警察等関係機関と円滑な連携が図られるよう必要な支援を行うようお願いしているところである。

暴力団員等への対応は、警察と社会福祉協議会とが連携して対応することが重要であり、都道府県からも警察に協力を求めるなど、警察からの必要な協力を得られるよう引き続き支援願いたい。

エ 高等学校に在学する者の授業料等の滞納に係る教育支援資金の取扱いについて

【P56（参考資料7）参照】

高等学校に在学する者が、授業料等の滞納により学校を卒業できないおそれがあるという問題に対応し、平成21年度から平成23年度までの間、滞納授業料等を遡及して貸し付けることができることとする特例措置を講じてきたところで

ある。

当該特例措置については、公立高等学校の授業料無償化や高等学校等就学支援金の創設など教育施策の充実により、その実績は大幅に減少してきてはいるが、いわゆる貧困の連鎖防止の観点からは、次世代を担う子ども達ができるだけ公平な条件で社会に出て行けるよう支援することが重要である。実際に授業料等の滞納により、高等学校を卒業できないおそれのある者が少数ながらも存在することから、今般、高等学校に在学する者の滞納授業料等について、教育支援資金として貸付けを行うことができることとした（恒久的な取り扱いとした）ので、貴管内関係者への周知を図るとともに、可能な限り迅速な貸付けに特段のご配慮をお願いしたい。

なお、本取扱いについては、文部科学省より各都道府県教育委員会等を通じて学校関係者等への周知を図る旨の連絡を行っている（P58（参考資料8）参照）のでご了承ください。

オ 生活復興支援資金の貸付けについて

生活復興支援資金については、東日本大震災により被災された方々の生活の再建を支援する観点から、平成23年5月に福祉費の特例措置として講じたものである。本資金では、被災者の方々の生活の復興に必要な当面の生活費や、住居の移転費用、住宅補修費用等に活用していくことが可能であるので、周知等を含め引き続き有効な活用をお願いしたい。

カ 臨時特例つなぎ資金の貸付けについて

臨時特例つなぎ資金は、離職者を支援するための公的給付制度又は公的貸付制度を申請している住居のない離職者に対して、公的給付金又は貸付金の交付を受けるまでの当面の生活費を貸付けることにより、その自立を支援することを目的としたものである。本事業の趣旨を踏まえ、迅速に貸付けが行われるよう社会福祉協議会へ周知願いたい。

なお、本貸付事業を実施するために必要な体制整備に要する経費については、平成24年度から「緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）」の対象としたところであるので、貸付原資等を保有する限りにおいては、有効な活用をお願いしたい。

(9) 消費者教育推進法の施行について【資料P 3 3 参照】

消費者庁において、消費者被害を防止し、消費者が自主的かつ合理的に行動できるよう支援するため、消費者教育の推進を目的とした「消費者教育の推進に関する法律（議員立法。以下「法」という。）」が平成24年8月に成立、同12月に施行された。

法第13条において「消費者教育が適切に行われるようにするため、民生委員、社会福祉主事、介護福祉士その他の高齢者、障害者等が地域において日常生活を営むために必要な支援を行う者に対し、研修の実施、情報の提供その他の必要な措置を講じなければならない。」と規定されており、厚生労働省では地域の消費者教育を推進する観点から、必要な協力・支援を行うこととしている。

法に基づき、消費者庁に消費者教育推進会議が設置され、平成25年3月から6月にかけて検討を行った上で、基本方針を定めることとされており、都道府県及び市町村は、当該方針に基づき、基本計画を定めることとなっている。

こうした趣旨を踏まえ、今後、適宜情報提供することとしているので、ご協力をお願いしたい。

(10) ホームレス等への支援について【資料P 3 4 参照】

ア ホームレス特別措置法の期限延長について

厚生労働省では「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（以下「法」という。）及び法に基づく「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、福祉、雇用等の各分野にわたって施策を総合的に推進してきたところである。

法については10年間の有効期限が定められていたところであるが、平成24年6月に、ホームレスの自立の支援等に関する施策を引き続き計画的かつ着実に推進するため、その期限のみを単純に5年間延長する一部改正法案が全会派一致により可決成立し、公布・施行されたところである。

各自治体におかれては、引き続き、法を踏まえ、総合相談事業、生活相談・指導、職業相談、健康診断等を行う自立支援事業の実施など、NPO、社会福祉法人等の民間団体との連携・協力の下、事業の推進を図りたい。

イ ホームレス等貧困・困窮者の「絆」再生事業について【資料P 3 4 参照】

ホームレスはもとより、職と住まいを失うなどホームレスとなるおそれのある貧困・困窮者を対象とした「ホームレス等貧困・困窮者の『絆』再生事業」につ

いては、「緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）」により予算措置を行っているところであるが、平成24年度経済対策第2弾において、同基金の積み増しとあわせ、事業実施期間を平成25年度末まで延長したので、有効に活用されたい。

なお、最近、一部の自治体において、本事業の委託を受けたNPOが、委託費の一部を委託事業以外の経費等に流用していた事例が見られたところである。ついで、本事業の目的に沿った支出がなされるよう留意の上、委託先の決算状況を十分精査するなど、その適切な執行に努められたい。

ウ 「基本方針」の見直しについて

厚生労働省では、法の規定に基づき、平成20年7月に基本方針（国土交通省との共管）を策定し、以後、総合相談事業や自立支援事業などの事業を推進し、ホームレスの自立を支援してきたところである。

本基本方針の運営期間は5年間となっており、平成25年7月30日に期間を満了することから、現在、関係省庁連絡会議を開催するなど、その見直し作業を進めているところである。

今後、適宜情報提供することとしているので、ご了解願いたい。

《参考1》

「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（平成14年法律第105号）（抄）

（基本方針）

第8条 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、第14条の規定による全国調査を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定しなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について策定するものとする。

- 一 ホームレスの就業の機会の確保、安定した居住の場所の確保、保健及び医療の確保並びに生活に関する相談及び指導に関する事項
- 二 ホームレス自立支援事業（ホームレスに対し、一定期間宿泊場所を提供した上、健康診断、身元の確認並びに生活に関する相談及び指導を行うとともに、就業の相談及びあっせん等を行うことにより、その自立を支援する事業をいう。）その他のホームレスの個々の事情に対応したその自立を総合的に

支援する事業の実施に関する事項

- 三 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われるこれらの者に対する生活上の支援に関する事項
- 四 ホームレスに対し緊急に行うべき援助に関する事項、生活保護法による保護の実施に関する事項、ホームレスの人権の擁護に関する事項並びに地域における生活環境の改善及び安全の確保に関する事項
- 五 ホームレスの自立の支援等を行う民間団体との連携に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項

3 (略)

《参考2》

「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」(平成20年厚生労働省・国土交通省告示第1号)(抄)

第3 ホームレス対策の推進方策

5 基本方針のフォローアップ及び見直し

本基本方針については策定後5年を目途に見直しをすることとする。

- (1) 本基本方針の運営期間は、5年間(平成20年7月31日から平成25年7月30日まで)とする。

ただし、特別の事情がある場合には、この限りではない。

- (2) 5年間の運営期間が経過した際には、基本方針の見直しを行うこととなるが、見直しに当たっては、運営期間の満了前に基本方針に定めた施策についての政策評価等を行う。

この政策評価等は、ホームレスの数、野宿生活の期間、仕事や収入の状況、健康状態、福祉制度の利用状況等について、再度実態調査を行い、この調査結果に基づき決定する。

- (3) 評価結果については、関係者や有識者等の意見を聴取するほか、公表することとする。

- (4) 実態調査の結果や関係者、有識者等の意見については、基本方針や各種施策の在り方についての見直しに際して参考にするとともに、必要に応じて、地方公共団体、民間団体等からの意見も聴取する。

エ ホームレスの実態に関する全国調査について【資料P35参照】

① 平成24年調査について

平成24年1月に実施したホームレスの実態に関する全国調査については、同年4月に概数調査結果及び生活実態調査の単純集計結果を公表し、さらに、生活実態調査については、有識者、地方公共団体、民間支援団体で構成される「ホームレスの実態に関する全国調査検討会」（座長：岩田正美日本女子大学教授）において、詳細な分析を行い、同年12月に「平成24年ホームレスの実態に関する全国調査検討会報告書」を公表したところであるので、各自治体による事業の実施に当たっては本報告書も活用されたい。

② 平成25年・26年調査について

概数調査については、法及び基本方針に基づき実施される施策の効果を継続的に把握するため、毎年、実施しているところである。平成25年調査（平成25年1月実施）については、既にご協力いただいたところである（例年4月に公表。今年の公表日程は追ってお知らせする。）が、来年も引き続き実施する予定（平成26年1月を予定）であり、平成25年度予算（案）に当該調査に係る所要の予算を計上している。引き続きご協力願いたい。

(11) 地方改善事業等について

ア 国庫補助金の一括交付金化について

地方改善事業にかかる国庫補助金（地方改善事業費補助金及び地方改善施設整備費補助金）については、平成22年以降これまで、地方が自由に使えるいわゆる「一括交付金化」の検討がされてきたところであるが、平成25年1月に「日本経済再生に向けた緊急経済対策」が閣議決定され、この中で「地域自主戦略交付金」（いわゆる一括交付金）を廃止することが明示されたところである。これに伴い、これらの補助金の取り扱いについては、平成25年度以降も従前と同様の国庫補助の仕組を継続することになるのでご留意願いたい。

- ・ 地方改善事業費補助金
平成25年度概算要求時に検討されることとなっていた。
- ・ 地方改善施設整備費補助金
平成23年度に「特定補助金」と位置づけられ、5年間の期限を設定した上で期限到来時に「廃止」又は「一括交付金化」等を検討することになっていた。

イ 地方改善事業の実施について

(ア) 隣保館運営事業について

① 運営事業の推進について

隣保館は、昭和28年度にその整備について予算措置して以降、同和問題の解決に資するため各種の事業を行い、地域住民の生活の改善や人権意識の向上等に大きく寄与してきたところである。

また、地域改善対策協議会の意見具申（平成8年5月）及びこれを踏まえた閣議決定（同年7月）に基づき、平成9年より一般対策として、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして各種の事業を総合的に行っているところである。

隣保館運営事業等は、「隣保館の設置及び運営について」（平成14年8月29日付け厚生労働省発社援第0829002号厚生労働事務次官通知）に基づき、地域改善対策特定事業が実施された地域や同事業は実施されなかったが地域住民の生活の改善や人権意識の向上等を図る必要のある地域で行われているところであるが、社会・経済情勢の変化に伴い、これらの地域においても住民ニーズは多様化しているところである。

本事業の今日に至るまでの歴史的経緯や背景を鑑み、従前からの利用者等ともよく意見交換を行い情報の共有化を図るなどし、今後とも多様化する住民ニーズに的確に対応できるよう、管内市町村に対し、引き続き本事業に積極的に取り組まれるようご周知願いたい。

特に、「相談機能強化事業」については、平成24年度に、福祉又は他分野における専門職の活用により、より効果的・効率的な相談支援が行えるよう、事業の組み替えを行い創設したものであるので、隣保館における基幹的な事業である相談業務の充実・強化を図るため、本事業の積極的な活用を図られたい。

なお、隣保館について他施設との統合等運営体制の見直しを行うこととなった場合においても、隣保館がこれまで担ってきた役割や機能が失われることのないよう、ご周知願いたい。

② 国庫補助基準単価について

隣保館の国庫補助基準単価については、平成23年度から、地方負担額の増加に配慮し、2カ年に渡って激変緩和措置を講じて来たところであるが、

この措置については平成24年度をもって終了することになるのでご留意願
いたい。

③ 公平中立な運営について

隣保館は「公の施設」であり、その運営に当たっては常に公平性・中立性を確保する必要があることから、地域住民などから特定の団体に対し、恒常的・独占的に利用されているなどの批判が生ずることのないよう、引き続き管内市町村に対しご周知願いたい。

なお、管内市町村の隣保館において、そのような疑義が生じた場合には、速やかに館の利用実態を確認の上、必要に応じて是正を図られたい。

④ 関係部局、関係機関との連携について

隣保館においては、地域住民の生活上の相談、人権に関わる相談に応じ適切な助言指導を行う必要があることから、日頃より市町村の福祉関係部局や地域包括支援センター、社会福祉協議会などの関係機関との密接な連携の下で館運営が行われるよう、管内市町村に対しご周知願いたい。

⑤ 職員の資質向上について

隣保館職員に対する研修の実施に当たっては、人権課題に関する内容はもとより、介護保険制度や年金制度をはじめとする社会保障制度の最近の動向を内容とした研修を行う等、創意工夫をこらした研修の実施に努め、人権啓発とあわせて地域福祉の一翼を担う館職員としての資質の向上が図られるよう努められたい。

⑥ 隣保館運営審議会について

隣保館運営審議会の取扱いについて、平成14年に「隣保館の設置及び運営について」（平成14年8月29日付け厚生労働省発社援第0829002号厚生労働事務次官通知）を制定した際、その設置にかかる項目を削除しているが、隣保館運営審議会における重要事項の決定や運用に関する審議が大きな役割を担ってきたことに鑑み、引き続き、安易に審議会を廃止することによりその機能が失われることのないよう、管内市町村に対しご周知願いたい。

(イ) 地方改善施設の財産処分について

最近、隣保館をはじめ共同作業場等の地方改善施設について、整備後、数年しか経過していないにも関わらず財産処分を行ったり、厚生労働大臣の事前承認を受けることなく財産処分を行う等の不適切な事例が散見されるところである。地方改善施設の整備計画の策定に当たっては補助事業の趣旨・目的を十分にご理解いただくとともに、財産処分を計画する場合にあっては、その検討段階でご連絡いただくようお願いしたい。

ウ アイヌ政策の推進について

現在、政府では「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告（平成21年7月）を受け、アイヌの人々の意見等を踏まえつつ総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進するため、「アイヌ政策推進会議」（座長：菅義偉内閣官房長官）を設置・開催しているところである。

平成24年7月に開催された同会議では、同会議の下に設置された作業部会（部会長：常本照樹北海道大学アイヌ・先住民研究センター長）での「北海道外アイヌの生活実態調査」を踏まえた全国的見地からの施策の展開等に関する検討状況が報告されたが、この中には、北海道外のアイヌの人々の相談に適切に対応するため、民生委員等、生活相談に応ずる者に対するアイヌに関する研修の充実を図るべきとの提言も盛り込まれている。

このため、各自治体におかれては、民生委員や福祉事務所等の相談機関の窓口職員などを対象とした研修会などの機会を捉え、アイヌの人々に対する理解を深めていただくようご配慮願いたい。

また、平成24年12月から平成25年3月にかけて、首都圏の各都県にご協力をいただき、民生委員向けの研修会において、アイヌに関するリーフレット（「アイヌの人々と人権」（人権教育啓発推進センター刊））を配布いただいたところであり、25年度においても機会を捉え、依頼をさせていただく予定であるので、引き続きご協力を願いたい。

なお、同作業部会では、現在、上記の報告を受けて、アイヌの人々への生活相談の充実に向けた具体的な対応等について検討が行われているのでご了知願いたい（首相官邸ホームページ内「アイヌ政策推進会議」参照）。

《参考》〔アイヌ政策推進作業部会報告書〕

「北海道外アイヌの生活実態調査」を踏まえた全国的見地からの施策の展開について」（平成24年6月1日）（抄）

(2) 生活等の相談に対応する等の措置

道外アイヌ調査部会報告において、北海道外のアイヌの人々には、困っていることや悩みを抱える人が多いものの、「近くに信頼して相談できる人がいない」という理由から誰にも相談しない人が少なからずいるという結果が示されている。北海道内においては、アイヌの人々の生活上の相談に応ずるため、市町村に「アイヌ生活相談員」が配置されているところがあるが、北海道外においては、民生委員・児童委員、福祉事務所等、生活上の相談に対応する機関はあるものの、アイヌの人々を対象とした特別の体制は整備されていない。

北海道内だけでなく、北海道外においても、アイヌの人々の生活等の相談機能を確保するため、例えば、広域的な電話相談窓口の設置や、アイヌの人々が比較的多く居住していると考えられる首都圏等における定期的な生活相談の実施等、アイヌの人々を対象とした生活相談の取組を実施することが検討されるべきである。また、さらにアイヌの人々の具体的な相談ニーズを踏まえながら、実質的な生活等の相談体制の充実について検討することが求められる。

なお、このような生活等の相談を行うに当たっては、アイヌの人々が忌憚なく意思疎通できるような者を配置することに留意すべきである。

そのほか、北海道外のアイヌの人々の相談に適切に対応するため、人権に関わる相談については、人権擁護委員等の相談窓口を通じて、適切に対応していくことが求められるとともに、民生委員等、生活相談に応ずる者に対するアイヌに関する研修の充実を図るべきである。

さらに、アイヌの人々が広く集う場所等において、生活相談に関する各種パンフレットを配付するなど、生活相談の制度等に関する一層の周知を図ることが必要である。

エ 人権課題に関する啓発等の推進について

人権課題に関する国民の差別意識は解消に向けて進んでいるものの、一部では依然として存在している。については、その差別の解消を図る上で啓発及び研修の実施が重要であることから、管内の行政関係職員をはじめ保健福祉に携わる関係者等に対し、積極的な啓発・研修を通じ人権課題に関する理解が深められるよう特段のご配慮を願いたい。

なお、近年、一部の自治体、社会福祉協議会が実施する結婚相談事業において、相談申込書や登録カードの記載項目等が基本的人権への配慮を欠いていたとして、改善が行われたという事例が発生したところである。結婚相談事業については、相談者の個人情報を扱うこととなることから、基本的人権の尊重及びプライバシーの保護が十分に確保されるよう、引き続き管内市町村などに対して指導願いたい。

また、過去に就職差別につながるおそれのある身元調査事案が発生したが、これは調査を依頼した関係者の人権問題に対する認識が十分でなかったことによるところが大きいと思われる。

このようなことが二度と起きないようにするためにも、関係者などに対する啓発・研修は、ただ漠然と行うのではなく、具体的な事例を挙げるなど効果的なものとなるよう努めるとともに、関係事業者団体に対して、職員の採用選考に当たっては、応募者の適性と能力を基準として行うよう機会を捉えて指導・啓発を行われたい。